........ 「知って得する?」社労士の独し

改正育児・介護休業法の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部 特定社会保険労務士 石川 貢

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(正式名称は出生時育児休業制度)の創設や雇用環境整備、 個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正を行い令和3年6月9日に改正育児・介護休業法(主に育児休業法の改正) が公布されました。

男性の育児休業取得の促進が、第一子出産後に約5割の女性が出産・育児により退職している現状の改善につながる と考えられます。また、夫の家事・育児時間が長いほど妻の継続就業割合や第二子以降の出生割合が高くなっていると いう調査結果も存在し、男性の育児休業取得の促進が女性の雇用継続や夫婦が望む数の子を持つことに役立つと考えら れます。

今回の改正育児・介護休業法は、3段階で施行されます。

1. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け

【令和4年4月1日施行】

2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【令和4年4月1日施行】

3. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み出生時育児休業(産後パパ育休)の創設

【令和4年10月1日施行】

4. 育児休業の分割取得

【令和4年10月1日施行】

5. 育児休業の取得の状況の公表の義務付け 6. 育児休業給付に関する所要の規定の整備

【令和5年4月1日施行】 【令和3年9月1日施行】【令和4年10月1日施行】

※5の育児休業の取得の状況の公表の義務付け【令和5年4月1日施行】は適用対象が、千人超の企業のため説明を 省きます。

令和4年4月1日までに【令和4年 10 月1日施行】を含め行うべき所要の整備について

1. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

妊娠・出産(本人又は配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

①面談 ②書面交付 ③ FAX ④電子メール等 のいずれか

2. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 → 就業規則等の見直しが必要

(育児休業の場合)

①引き続き雇用された期間が1年以上

現行

② 1 歳 6 か月までの間に契約が満了することが 明らかでない

令和 4 年 10 月 1 日~

- ①の要件を撤廃し、②のみに
- ※無期雇用労働者と同様の取り扱い
- (引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により 除外可)
- ※育児休業給付についても同様に緩和

3. 産後パパ育休 及び 4. 育児休業の分割 就業規則等の見直しが必要

| | 産後パパ育休(R4.10.1 ~) 育休とは別に取得可能 | 育休制度(R4.10.1 ~) |
|----------------|-----------------------------------------------|-----------------------------|
| 対象期間 取得可能日数 | 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 | 原則子が1歳(最長2歳)まで |
| 申出期限 | 原則休業の2週間前まで | 原則1か月前まで |
| 分割取得 | 分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要) | 分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出) |
| 休業中の就業 | 労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業 中に就業することが可能 | 原則就業不可 |
| 1歳以降の延長 | | 育休開始日を柔軟化 |
| 1歳以降の再取得 | | 特別な事情がある場合に限り再取得可能 |

詳しくは、育児・介護休業法について(厚生労働省のホームページ)をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html

- この URL 内で下記資料がダウンロードでき、研修用動画も有ります。
- 1. リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」
- 2. 事業主向け説明資料「育児・介護休業法の改正について~男性の育児休業取得促進等~」
- 3. 令和3年改正育児·介護休業法に関するQ&A(令和3年11月30日時点)

参考文献: 厚生労働省のホームページ、労働政策審議会建議(令和3年1月18日) 「男性の育児休業取得促進策等について」抜粋